

第四中学校 天候悪化への対応について

1 前日までの対応について

- (1) 前日（休日が間に入る場合は休日前） 9：00までに市教育委員会と校長会で協議を行い、翌日（休日の翌日）の給食の有無について決定する。
- (2) 前日 12：00（正午）に市教育委員会と校長会で協議を行い、翌日の対応について決定する。
- (3) 各家庭への連絡については以下の方法で行う。

①生徒を通して文書により連絡。

②前日 13：00以降、学校から tetoru で配信。

※休日においては、②のみの対応。

《連絡する内容》「臨時休業」または「一部休業（登校時刻の変更）」または「通常通り」及び「給食の有無について」

★タブレット端末の持ち帰り：無理な登校判断につながらないようにオンライン授業配信

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とする。
また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6：00の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合は自宅待機とする。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、緊急連絡メールで登校を可能とする時刻と授業を開始する時間を送信する。
- (3) 10：00の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とする。この場合は、再度緊急連絡メールを送信する。

3 （当日の朝）登校について保護者の判断を可とする場合

○下記(1)～(3)の場合は臨時休業とはしないが、実際の天候等の状況によって保護者の判断で登校を見合わせることを可とする（生徒の安全を最優先とするため）。

○気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行う。

○保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止」に該当するため、対象生徒を遅刻、欠席とはならない。

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

(4) 給食の対応

- ・給食の中止を決定した場合は、すみやかに「給食なし」の連絡をする。
- ・給食中止となった日の必要な給食費は徴収となる。